

## 目的

- ▶ 子供を望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、不妊治療・不育症治療に係る経済的負担を軽減し、もって母子保健福祉の増進を図る。

## 概要

- ▶ **保険適用の有無（保険診療、先進医療、自由診療）に関わらず**、医師が必要と認めた一般不妊治療、特定不妊治療、不育症治療に係る治療費の自己負担額及び通院費の一部を助成
- ▶ 東京都の不妊治療・不育症治療に係る助成事業との併用も可

## &lt;事業内容&gt;

	一般不妊治療	特定不妊治療	不育症治療
治療内容	・不妊検査 ・タイミング法、人工授精等	・体外受精、顕微授精等	・不育症検査 ・リスク因子に応じた治療
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村への申請日に婚姻関係（事実婚を含む）を有していること</li> <li>・<b>村内に住所</b>があり、治療開始日における<b>妻の年齢が43歳未満</b>であること</li> </ul>		
利用上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成回数は夫婦1組につき、<b>1年度当たり各治療1回まで</b></li> <li>・通院費は1回の治療につき、<b>交通費は往復10回まで</b>、<b>宿泊費は通算18泊まで</b></li> </ul>		
助成額	<p><b>治療費：1回につき上限100,000円</b>  <b>通院費：交通費は1往復につき上限20,000円、宿泊費は1泊につき上限5,000円</b></p> <p>※入院時の差額ベッド代、食事料、証明書等の文書料、出産などに係る経費は対象外</p>		

## &lt;ご利用の流れ&gt;

